

1 教育長・教育委員



池谷眞徳教育長



藤田泰秀委員
(教育長職務代理者)



牧野利一委員



芦澤義子委員



関根淑絵委員

役職名	氏名	任期
教育長	池谷眞徳	令和3年7月7日～令和6年7月6日
教育長職務代理者	藤田泰秀	令和3年4月1日～令和7年3月31日
委員	牧野利一	令和2年12月26日～令和6年12月25日
委員	芦澤義子	令和元年12月16日～令和5年12月15日
委員	関根淑絵	令和2年3月18日～令和6年3月17日

2 歴代教育委員会委員

氏名	就任年月日	退任年月日	氏名	就任年月日	退任年月日
宇佐美 理 作	S23. 11. 1	S30. 12. 3	田 村 耕 一	S47. 12. 25	S49. 5. 15
長 村 政 雄	S23. 11. 1	S32. 9. 30	窪 田 信 子	S47. 12. 25	S53. 3. 22
佐 野 彌三郎	S23. 11. 1	S26. 3. 28	三 沢 久 保	S47. 12. 25	S51. 12. 24
小 澤 靖	S23. 11. 1	S25. 11. 10	塩 川 隆 司	S49. 10. 1	S63. 2. 1
惟 村 光 義	S23. 11. 1	S25. 5. 7	戸 塚 晴 秋	S49. 10. 1	S59. 12. 24
米 山 秀次郎	S25. 5. 29	S26. 4. 3	角 田 力 松	S50. 10. 16	S62. 10. 16
橋 本 政 信	S25. 11. 11	S29. 11. 1	滝 川 昇	S51. 12. 25	S54. 10. 13
鈴 木 久 芳	S26. 5. 15	S38. 3. 30	小 林 祐一郎	S53. 7. 21	S61. 8. 8
横 関 欽	S26. 5. 23	S30. 3. 31	小 林 茂 雄	S55. 12. 25	H 4. 12. 25
佐 野 一 義	S28. 11. 10	S30. 12. 3	田 口 哲	S62. 7. 7	H 6. 3. 31
遠 藤 な つ	S29. 11. 1	S30. 12. 3	寺 田 政 弘	S63. 3. 18	H 8. 3. 17
渡 辺 儀 八	S30. 4. 1	S30. 12. 3	栗 田 収 藏	S59. 12. 25	H 8. 12. 25
後 藤 準 一	S30. 4. 3	S30. 7. 24	高 橋 昇	S62. 12. 8	H11. 12. 15
山 下 健 藏	S30. 12. 23	S31. 9. 30	清 水 薫	H 4. 12. 26	H12. 12. 25
土 井 武 明	S30. 12. 23	S33. 9. 30	藤 井 國 利	H 6. 4. 1	H15. 7. 6
遠 藤 鐵 雄	S30. 12. 23	S31. 9. 30	石 川 久 男	H 8. 3. 18	H16. 3. 17
小長谷 宗 芳	S30. 12. 23	S31. 9. 30	四 條 淳 人	H 8. 12. 26	H16. 12. 25
小長谷 鯛 治	S31. 2. 1	S31. 9. 30	三 浦 護 之	H11. 12. 16	H19. 12. 15
佐 野 鏝 一	S31. 10. 1	S33. 5. 29	深 澤 トシ子	H13. 4. 1	H17. 3. 31
成 田 錦四郎	S31. 10. 1	S35. 9. 30	大 森 衛	H15. 7. 7	H19. 7. 6
滝 口 好 幸	S31. 10. 1	S35. 9. 30	永 松 郁 子	H16. 3. 18	H20. 3. 17
中 村 嘉四郎	S32. 10. 1	S33. 9. 20	松 村 祐太郎	H16. 12. 26	H20. 12. 25
吉 沢 庄 藏	S33. 10. 1	S34. 9. 30	遠 藤 一 紀	H17. 4. 1	H29. 3. 31
石 川 静 隆	S33. 10. 1	S37. 9. 30	佐 野 敬 祥	H19. 7. 7	H24. 3. 31
石 川 省 三	S33. 10. 1	S36. 9. 30	加 藤 康 雄	H19. 12. 16	H23. 12. 15
井 出 繁	S35. 11. 17	S39. 11. 16	福 島 京 子	H20. 3. 18	H28. 3. 17
石 井 真 峯	S35. 10. 28	S39. 10. 27	久保田 進	H20. 12. 26	H24. 12. 25
三 上 仙 造	S36. 10. 1	S40. 9. 30	三 宅 けい子	H23. 12. 16	H30. 3. 31
若 林 焄	S38. 7. 16	S43. 5. 13	池 谷 眞 徳	H24. 4. 1	H27. 7. 6
吉 田 義 誠	S38. 7. 15	S50. 10. 15	牧 野 利 一	H24. 12. 26	
岩 辺 稲 子	S39. 12. 25	S47. 12. 24	望 月 麻 里	H28. 3. 18	R2. 3. 17
遠 藤 熊 男	S39. 12. 25	S47. 12. 24	藤 田 泰 秀	H29. 4. 1	
金 子 重太郎	S40. 12. 21	S47. 2. 2	芦 澤 義 子	H30. 4. 1	
河 野 佐登肆	S43. 6. 22	S49. 9. 30	関 根 淑 絵	R2. 3. 18	

3 歴代教育長

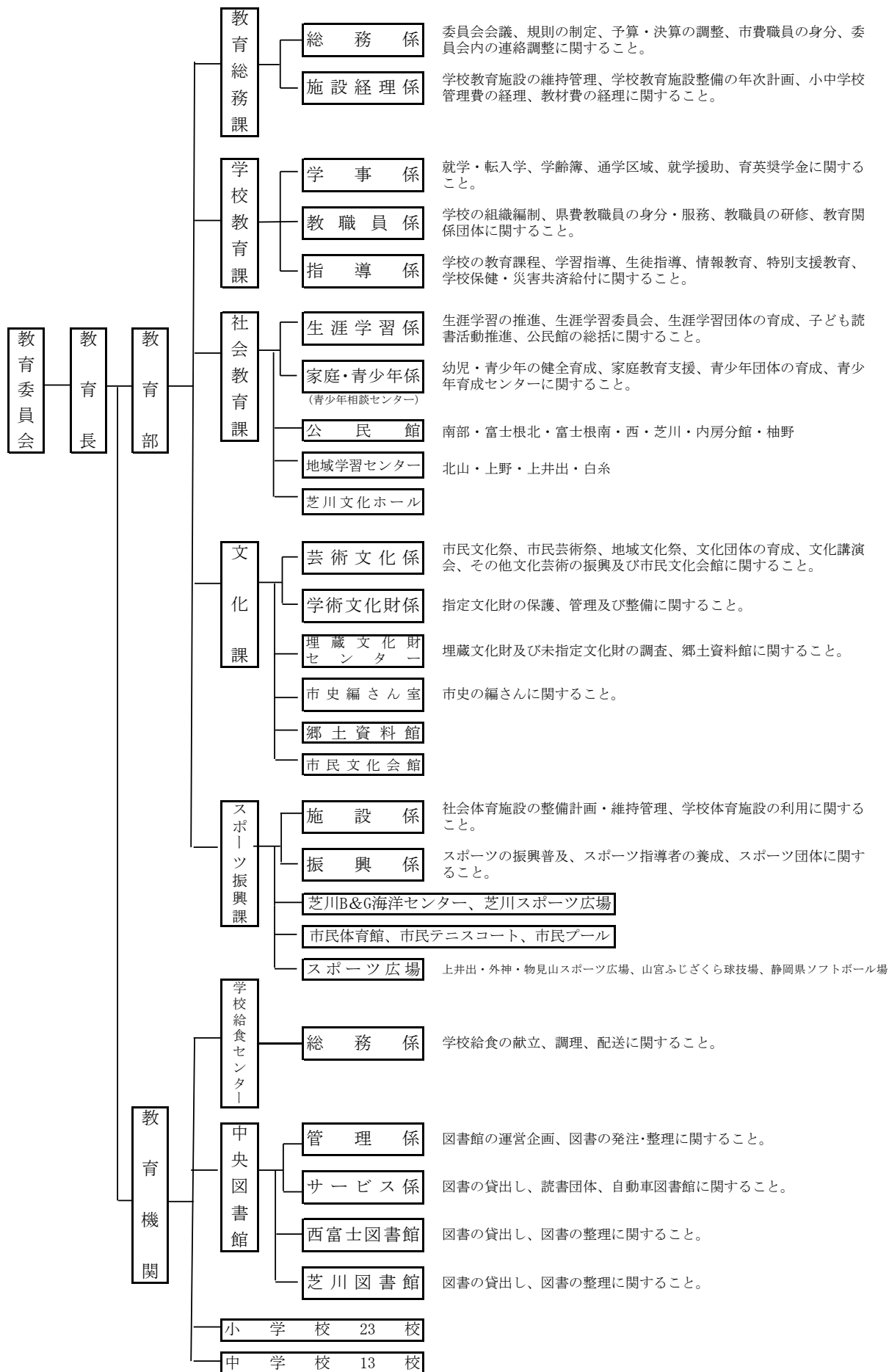
代順	氏名	就任年月日	退任年月日	代順	氏名	就任年月日	退任年月日
初代	佐野宗夫	S23.11.1	S24.4.7	16	塩川隆司	S55.2.2	S59.2.1
2	木戸耕作	S24.4.8	S24.8.4	17	塩川隆司	S59.2.2	S63.2.1
3	佐野宗夫	S24.8.5	S24.12.31	18	田口哲	S63.2.2	H3.7.6
4	寺田誠一	S25.1.1	S28.3.31	19	田口哲	H3.7.7	H6.3.31
5	長村政雄	S28.10.1	S31.9.30	20	藤井國利	H6.4.2	H7.7.6
6	長村政雄	S31.10.1	S32.9.30	21	藤井國利	H7.7.7	H11.7.6
7	成田錦四郎	S32.10.1	S35.9.30	22	藤井國利	H11.7.7	H15.7.6
8	石川省三	S35.11.9	S36.9.30	23	大森衛	H15.7.7	H19.7.6
9	井出繁	S36.12.15	S39.11.16	24	佐野敬祥	H19.7.7	H23.7.6
10	若林焄	S40.1.11	S43.1.26	25	佐野敬祥	H23.7.7	H24.3.31
11	若林焄	S43.1.29	S43.5.13	26	池谷眞徳	H24.4.1	H27.7.6
12	河野佐登肆	S43.6.25	S47.1.26	27	池谷眞徳	H27.7.7	H30.7.6
13	河野佐登肆	S47.2.3	S49.9.30	28	池谷眞徳	H30.7.7	R3.7.6
14	塩川隆司	S49.10.9	S51.2.1	29	池谷眞徳	R3.7.7	現在
15	塩川隆司	S51.2.2	S55.2.1				

4 令和3年度教育委員会議案

開催日	会議内容
4月20日	議案なし
5月20日	議案なし
6月16日	議第18号 富士宮市民体育館長寿命化工事（建築工事）請負契約の変更について 議第19号 令和3年度6月補正予算について 議第20号 富士宮市教育委員会事務局の職員の試験に関する規則の一部を改正する規則制定について 議第21号 富士宮市指定天然記念物の指定について 議第22号 富士宮市指定天然記念物の指定について 議第23号 富士宮市生涯学習委員会委員の委嘱について 議第24号 富士宮市立図書館協議会委員の委嘱について
7月20日	議第25号 富士宮市立小中学校の通学区域を定める規則の一部を改正する規則制定について 議第26号 令和4年度から令和6年度まで使用する中学校社会（歴史的分野）の教科用図書採択替えに関する同意について 議第27号 富士宮市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について 議第28号 富士宮市立学校給食センター運営委員会委員の委嘱について
8月20日	議第29号 富士宮市教育委員会事務局職員及び学校その他の教育機関の職員の職名規則及び富士宮市立学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則制定について 議第30号 富士宮市文化財保護審議会委員及び富士宮市立郷土資料館運営協議会委員の委嘱について

開催日	会 議 内 容	
9月8日	議第31号 議第32号 議第33号	令和3年度9月補正予算について 令和2年度歳入歳出決算について 富士宮市立学校教育職員の業務量の管理等に関する規則制定について
10月8日	議第34号	令和3年度10月補正予算について
10月21日	議案なし	
11月18日	議第35号 議第36号	令和3年度11月補正予算について 富士宮市文化財保護審議会委員及び富士宮市立郷土資料館運営協議会委員の委嘱について
12月17日	報第1号 議第37号	富士宮市立小中学校学校医の委嘱について 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果に関する報告書について
1月24日	議第1号 議第2号	富士宮市指定有形文化財の指定について 富士宮市指定有形文化財の指定について
2月7日	報第1号 議第3号 議第4号	富士宮市立小学校学校薬剤師の委嘱について 令和3年度2月補正予算について 令和4年度当初予算について
2月8日	議第5号	令和4年度教育行政の基本的な方針について
2月24日	議第6号	令和4年度教職員人事について
3月10日	議第7号 議第8号	財産の取得について 令和3年度3月補正予算について
3月17日	議第9号 議第10号 議第11号 議第12号 議第13号 議第14号 議第15号 議第16号	職員の退職について 職員の人事異動について 令和4年度山下サダ育英奨学生決定について 富士宮市教育委員会事務局の職員の試験に関する規則の一部を改正する規則制定について 令和4年度富士宮市立小中学校学校医・学校歯科医・学校薬剤師の委嘱について 富士宮市スポーツ推進委員の委嘱について 令和4年度主要施策の策定について 第3次富士宮市教育振興基本計画の策定について

5 富士宮市教育委員会機構



6 第3次富士宮市教育振興基本計画 《令和4年3月策定》

【趣旨】

本計画は、教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本的な計画として策定するものです。

本計画において、本市の教育の方向性や今後5年間に重点的に取り組む施策を示します。

【位置付け】

本計画は、本市の総合計画の下での教育に関する部門的計画として位置付けます。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の3で策定が義務付けられた「教育の振興に関する施策の大綱」については、本計画の「方針」及び「重点施策」の項目を大綱とすることとします。

なお、本計画の下に教育関係の個別計画を位置付けます。

【期間】

本計画の期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、計画策定後の社会状況や教育を取り巻く環境の変化により、見直しが必要になった場合には、適宜計画の見直しを行っていくものとします。

【対象範囲】

本計画の対象は、教育委員会が所管する施策の範囲を基本とします。

第1章 策定に当たって

現在、我が国は、急速な少子高齢化の進展による人口減少が進んでおり、記録的豪雨や台風、地震などの突発的な気象の変化による自然災害や新たな感染症の世界的なまん延など予測困難な状況に直面しています。

教育の分野においては、不登校対策やいじめ問題への対応、Society5.0時代に向けたGIGAスクール構想による1人1台端末を活用した人材教育、情報モラル教育の充実、また、地域と学校の連携・協働、持続可能な開発目標（SDGs）の実現に向けた取組など、変化の激しい社会に対応した新たな取組が求められています。

本教育委員会においては、毎年度、主要施策を定め、基本目標である「子どもの未来のための人づくり」、「市民の生涯にわたっての人づくり」に向けて、「学校教育の充実」と「社会教育の充実」の二つの面から教育行政を推進しています。また、国及び県の第3期教育振興基本計画も踏まえながら、教育行政の更なる充実を図るため、「第3次富士宮市教育振興基本計画」を策定し、将来的な方向性や計画期間に重点的に取り組むべき施策を示すものとします。

教育を取り巻く状況は時代の流れとともに複雑・多様化してきており、本計画に基づいて、「縦の接続」による一貫した生涯学習社会の基盤づくりと学校・家庭・地域などが一体となった「横の連携」により、これまで積み上げてきた富士宮の教育のよき伝統を継承しつつ、より確かで素晴らしいものに発展させる「継承と発展」の推進に向けて取り組んでまいります。

第2章 富士宮の教育の現状と課題

情報化やグローバル化の進展、人口減少など、変化の激しい社会において、人々は、心身ともに健康で、生きがいのある充実した生活を求めています。その実現のためには、誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたって学び続ける学習環境の整備とともに、その成果を人生や社会の在り方に反映することができるような生涯学習社会の充実を図ることが大切です。

生涯学習の基盤である学校教育においても、子どもを主体とした「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な実現が求められています。多くの課題が混在する社会において、これまでも目指してきた未来の創り手となるために必要な「生きる力」を子どもたちに確実に育てていくことが必要です。

そのためには、社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会をつくる」という目標を、学校と社会が共有して教育活動に取り組む「社会に開かれた教育課程」を実現することが大切になります。すなわち、子どもたちを取り巻く状況の変化を適切に把握しつつ、「縦の接続」と「横の連携」を一層充実させ、社会全体で子どもを育てていく視点で教育活動を進めていくことが重要となります。

また、本市では、公民館、交流センター、市民文化会館、市民体育館、図書館をはじめとする施設において、生涯学習に関連する諸事業を実施し、参加者の興味・関心に沿って、充実した活動が展開されています。これらの事業を行う施設においても、今後ますます進行することが予想される社会状況の変化に伴い、新たな課題に対する役割が必要となります。

このような中、富士宮の教育については、次のような現状と課題が挙げられます。

1 子どもたちについて

(1) 子どもたちに求められる資質・能力

I C Tの活用に積極的な姿勢だったり、本や新聞を読む機会が多かったりする子どもは、情報活用能力や言語能力が高いという傾向が全国的に見られ、富士宮市においても全国に準じています。

そこで、社会に出てからも学校で学んだことを「生きる力」として、その先の人生に生かせるよう、子どもたちの学習の指針を示す学習指導要領における「知識及び技能」「思考力、判断力、表現力等」「学びに向かう力、人間性等」の三つの力の育成に取り組む必要があります。

(2) 主体的に学習に取り組む態度

富士宮の多くの子どもたちは、「学校が楽しい」、「学校には好きな授業がある」と答えています。これは、子どもたちが「関心・意欲・態度」という観点では、前向きであるといえます。

しかし、「主体的に学習に取り組む」という態度については、自己肯定感が低いこととも重なり、まだまだ前向きになれない子どもが見られます。

「主体的に学習に取り組む態度」には、知識及び技能を習得したり、思考力、判断力、表現力等を身に付けたりすることに「粘り強く取り組もうとする側面」と、その中で、「自らの学習を調整しようとする側面」という二つの側面があり、この両面を育てていく必要があります。したがって、教職員は、この双方を育て評価することが求められています。

(3) 基本的な生活習慣

富士宮の多くの子どもたちは、早寝・早起き・朝ごはんの意識が大変高く、体力も平均的に高いと言えます。朝食の摂取率は年々増加していますが、栄養の三色をバランスよく摂取している子どもの割合は、各学校で食育を推進し、家庭に呼び掛けているものの、依然として低い傾向にあります。

そこで、学校・家庭・地域が連携・協力し、よりよい生活習慣を育成する必要があります。

(4) 自尊感情

全国的な傾向と同様に、富士宮の子どもたちも、「将来の夢や目標を持っている」と言える子どもは半数ほどです。また、「自分にはよいところがある」と言える子どもは、2割から3割程度です。

そこで、希望や夢を大切に、自尊感情を更に育てる必要があります。

(5) 言語力・コミュニケーション力

全国的には、中学生になると読書好きな子どもが減少する傾向がある中で、富士宮の子どもたちは、小学生から中学生にかけて、読書好きな子どもが増えています。

一方で、多くの人と関わることを通して、豊かな言葉に出会う機会は時代とともに減っています。

そこで、質の高い読書活動を一層推進するとともに、地域の行事や活動に参加するなど、あらゆる場面で言語活動を充実させていく必要があります。

また、外国語活動・外国語科を通して、外国語に慣れ親しむとともに、伝える相手を明確に意識し、外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを味わわせることも求められています。

(6) 地域への愛着

富士宮の子どもたちは、小・中学生ともに地域の歴史や自然について関心が高い傾向にあります。また、地域の行事や活動への参加は、全国的には中学生になると大幅に減りますが、富士宮の中学生は、自分の役割を持って参画し、地域の人たちと関わり、社会の担い手としての基盤を築いています。

このような地域への愛着の心を更に育てていく必要があります。

(7) 情報化への対応

社会の在り方が激的に変わる「Society5.0時代」においては、I C Tを日常的に活用できる環境を整え、文房具のように自由な発想で活用できるようになることが求められています。

富士宮の子どもたちは、I C Tを活用した学習への関心が高く、これからの教育の情報化に対する期待も大きい傾向にあります。しかし、情報モラルを含む情報活用能力の育成については、端末の活用が進む今後の課題となっています。

さらに、知・徳・体を一体的に育むためには、デジタル化された教材(学び)だけでなく、教師と子どもの関わりや、子ども同士の関わり合いなど、リアルな体験を通した学びも併せて進めていく必要があります。

2 学校・家庭・地域について

(1) 地域の人材活用

富士宮には、子どもの登下校を見守ってくれる地域ボランティアの団体や読書ボランティアの団体等が数多くあり、積極的に活動しています。また、学校に協力してくれる外部講師や地域の人材も豊富です。

今後は、各学校の社会に開かれた教育課程を軸として、地域との連携をより密にしながら、地域の人材の効果的な活用と組織的な活動を一層推進していくことが必要です。さらに、地域の人たちが、子どもたちと関わることで生きがいを感じて生活できることや、子どもたちが地域を支える一員としての自覚を持てる社会を築くことにもつながります。

また、子どもや学校の抱える課題の解決や未来を担う子どもたちの豊かな成長のためには、社会総がかりでの教育の実現が求められます。そのためには、地域でどのような子どもたちを育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを学校が地域と共有し、地域と一体となって子どもを育て「地域とともにある学校」への転換も視野に入れていく必要があります。

(2) 学校による情報の発信

学校は、学校だよりや各校ホームページ、メール配信等を活用し、教育活動や子どもたちの様子、緊急時の連絡について、家庭・地域へ伝えていきます。また、昨今の社会情勢においては、地域の人たちに、学校行事等への参観を呼び掛けることは難しくなっていますが、人数を制限するなど各学校で工夫して取り組んでいます。

学校・家庭・地域が連携して子どもを育てるためには、学校が目指す子どもの姿、特色ある教育活動などについて、より分かりやすく、効果的に情報を発信していく必要があります。また、安全・安心な生活のため、予想される自然災害に備えての訓練を計画的に行い、増加傾向にある不審者等の情報を、確実に、できるだけ早く発信することも大切です。

これらを踏まえ、学校の情報を家庭・地域が共有するために、学校からの情報発信には一層の工夫と配慮の必要があります。

(3) 互いのニーズへの対応

富士宮には、校外学習や体験学習の支援など、学校からの呼び掛けに協力してくれる家庭・地域が多くあります。地域からは、「子どもが地域行事へたくさん参加できるようにしたい」、「地域でも子どもの成長を見守り、子どもを応援していきたい」など、協力して子どもを育てていこうという声があります。

また、保護者からは、「家庭学習をより充実させたい」、「家で子どもの安らぎの場をつくりたいので、学校で辛いことがあったときはすぐに知らせてほしい」など、家庭の役割を果たし、共に子どもを育てていきたいという声があります。

このような互いのニーズに応じた環境づくりのために、学校評価の活用など具体的な手だてを講じる必要があります。

3 生涯学習について

(1) 社会教育

本市では、公民館、地域学習センターに加え、公民館機能を有する交流センターを生涯学習の拠点として、多様化する市民の学習ニーズに応える学習プログラムの充実や主体的な学習活動、地域の課題解決学習などへの対応が求められています。

また、誰もが生涯にわたって学習を続けることができるよう啓発し、世代に応じた学習情報を提供していく必要があります。

(2) 文化活動・文化財

文化活動の面では、芸術文化事業の充実や「市民ひとり1芸」を推進しており、市民の多種多様な文化・芸術活動の更なる充実のため、広い世代の文化・芸術活動への意欲喚起や優れた指導者・芸術家を育成する必要があります。また、市民の文化・芸術の鑑賞・発表の場である市民文化会館をリニューアルする必要があります。

文化財の面では、保護や活用、整備を行い、文化財の保全と愛護・保護意識の醸成を図っています。そして、市内に数多く存在する古代から現代までの様々な文化財の活用が望まれる中、その価値を見だし明らかにするための基礎調査を継続していく必要があります。

さらに、貴重な文化財を将来にわたって確実に継承していくため、文化財の調査・研究を進め、適切な保存・活用と情報発信を図るとともに市民の学習拠点となる博物館の整備を推進しています。

(3) スポーツ

スポーツの振興については、健康寿命への関心や健康ブームが高まるにつれ、本市でもスポーツを通して体力増進や健康保持などに取り組む市民が増加しています。そのため、誰もがそれぞれの志向や体力に合わせて楽しめる各種事業等の充実が求められています。

また、老朽化した体育施設の計画的な維持補修の必要があります。

(4) 図書館

図書館については、中央図書館を中心に、西富士図書館、芝川図書館、自動車図書館、交流センター図書室等によるサービスを展開し、多くの市民に利用されています。また、利用環境の更なる充実を図るため、施設・設備の老朽化への対応のほか、ICTを活用したサービスの向上、地域資料のデジタルアーカイブなど資料のデジタル化の整備も進めています。

第3章 富士宮の目指す教育の姿

これまでに積み上げてきた富士宮の教育のよき伝統を継承しつつ、より確かで素晴らしいものに発展させる「継承と発展」、学校・家庭・地域、それぞれの段階、役割に応じた学びの充実を図る「縦の接続・横の連携」、富士宮の豊かな自然・歴史・文化を生かす「環境素材の活用」をキーワードとして、一人一人の豊かな心と個性を育み、生涯にわたって活動を続けることができるよう、学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進、学習機会の充実、身近な学習の場の整備などに取り組むことで、健全な心と体を育み、人が輝くまちづくりを目指します。

1 目指す子どもの姿

本市では、目指す子どもの姿を「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」としています。その具体像を「富士山は、やさしく励ましてくれたり、勇気づけたりしてくれる。そのような富士山を心に、未来に向けて、希望や夢をもって、一日一日を大切に友達と協力し、勉強や運動に取り組み、いっしょうけんめい生きる子ども」と捉えています。

2 目指す学校の姿

学校教育は、「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」という考えを根底において取り組まなければならない。その上で、変化の激しい社会を生きるために必要な力の育成を目指します。

そのために、社会の変化に目を向け、教育が普遍的に目指す根幹を堅持しつつ、社会の変化を柔軟に受け止めていく「社会に開かれた教育課程」が期待されています。この教育課程の理念の下、学校教育を通じて「生きる力」とは何かを具体化した資質・能力を育んでいくこと、社会とのつながりや各学校の特色づくりの軸としていくこと、子どもたちの豊かな学びを実現していくことが求められています。

この教育課程の実施に当たっては、幼稚園・保育園・認定こども園、小・中学校が、それぞれ指導の工夫をするとともに、連携・協働による一貫した教育が必要です。

また、この教育課程を基に、学校が家庭・地域と連携・協働しながら、教科等横断的に学校教育の改善・充実を図る「カリキュラム・マネジメント」と、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」とを一体的に捉えて取り組むことが重要です。

3 目指す家庭の姿

どんなに社会が変化しようとも、家庭は、子どもにとって心安らく楽しい場です。家族の信頼関係に基づく安定した情緒の中で、団らんや触れ合いを通して成長し、人間性の基礎が形成されます。子を思い、よりよい成長に向かって努力する親の姿こそが、子どもの心に響いていきます。

家庭は、食生活などの基本的な生活習慣や生活能力、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的マナーなどを身に付ける上で重要な役割を果たす場です。また、学校で学んだ価値観を様々な場面で活用したり、継続的に実践したりして、より豊かな生活を実現する場でもあります。

学校と家庭が、それぞれの役割を自覚し、今後、一層連携・協力して子どもを育てることが必要です。

4 目指す地域の姿

地域は、住民相互の連帯と信頼の下に子どもを見守り育てるという意識を持って、子どもが安心して活動できる場を提供することが必要です。また、地域の行事や活動への子どもの参加を促進するなど、地域の人や子ども同士が交流し、社会性や公共性を身に付ける機会を充実させることも求められています。

こうした取組により、子どもたちに地域の一員としての自覚や社会性が育ちます。さらに、地域の人材や場が学校と地域を結び付け、互いの活性化につながります。

5 教育の市民化

富士宮の未来を担う子どもを育てるためには、学校・家庭・地域及び教育委員会が連携・協働する中で、社会に開かれた教育課程を軸に、富士宮ならではの魅力ある学校づくりを推進することが大切です。

それにより、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てるといふ本市の目指す子ども像が、教育に対する市民共通の関心事となります。

このような教育の市民化は、生涯学習社会の基盤となり、「いつでも誰でも生涯こわたり学習できるまち」づくりにつながります。

6 生涯こわたり学習

学習を通しての「楽しみ」や「生きがい」は、人づくり・まちづくりへとつながり、人生を豊かにします。

全ての市民が、「いつでも、どこでも、誰でも」学びたいものを学べる学習環境を整備していくことが大切です。

そのためにも、個人の要求や地域の課題への対応といった社会のニーズとバランスの調整を図り、生涯学習を推進するとともに、市民と行政が連携・協力し、様々な学習の機会を提供するための学習体系・学習環境づくりを進める必要があります。

第4章 方針及び重点施策

本教育委員会の基本目標である「子どもの未来のための人づくり」、「市民の生涯こわたり学習のための人づくり」に向けた学校教育と社会教育の充実を図るため、今後5年間の方針及び重点施策を掲げます。

方針1 確かな学力と心を育む学校教育の充実

「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」ことを念頭に、「継承と発展」、「縦の接続と横の連携」、「環境素材の活用」を重視して子どもたちの「生きる力」を育成し、「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育むために、富士宮ならではの魅力ある学校づくりを目指します。

重点施策

(1) 確かな学力が育つ授業の充実

急激に変化する時代の中で、育むべき資質・能力を全ての子どもたちが身に付けられるように、市内全体研修「確かな学力が育つ授業」構想図を基に、年2回の研修会での授業研究を通して、PDCAサイクルを生かした授業改善に取り組みます。

また、「確かな学力が育つ授業」を充実させるためには、学校の教育方針や活動内容を家庭・地域と共有し、連携・協働して取り組むことが大切です。そこで、社会に開かれた教育課程を軸に、組織的な授業改善に取り組むことにより、子どもにとって必然性があり、教科・教材の価値が実感できる主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の日常化を図ります。

あわせて、「何が身に付いたか」という学習の成果を的確に捉え、指導の改善を図るため、評価規準を明確にし、教育課程や学習指導方法の改善と一貫性を持った授業改善にも取り組みます。

さらに、GIGAスクール構想に基づくICT機器の効果的な活用を進め、子ども自らが主体的に学習を調整することができる「個別最適な学び」と「協働的な学び」を授業の中で一体的に充実していくよう取り組みます。

(2) 「富士山学習PART II」の充実

「富士山学習PART II」を通して、探究的な見方・考え方を働かせ、富士山や富士宮の「人・もの・こと」と関わることで、郷土への誇りや愛情を持ち、自己の生き方を考えるために必要な資質・能力を身に付けられるようにします。

この「富士山学習PART II」の充実に向けて、学びの過程で育成を目指す資質・能力を明確にし、探究的な学習を中心に取り組みます。そして、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れるとともに、学校・地域との関わりを大切にしながら、地域を素材とした学習を掘り下げ、学年間及び小・中学校の円滑な接続を図ります。

また、市内小・中学校全校が参加する「富士山学習PART II」発表会を実施します。

(3) 外国語教育の充実

小学生が富士宮のよさを認識し、郷土を愛する心を育むとともに、積極的に外国語を使って話そうとする意欲を高めるなど、グローバル社会に対応する力も同時に育成するため、外国語教育の充実を図ります。

そのために、市内の世界遺産「富士山」の構成資産、伝統行事である祭りなどを紹介するための会話表現をまとめた「外国語ハンドブック改訂版」を作成し、映像や音声を使って子どもが主体的に活用できるようにします。

また、研修などを通して教員の指導力を向上させ、子どもが外国語に慣れ親しむとともに、主体的に外国語を用いてコミュニケーションを図る楽しさを味わえる授業を実施します。

(4) 道徳教育の充実

子どもがよりよく生きるための道徳性を養うため、道徳教育においては、「特別の教科 道徳」を要として、各教科、領域など全教育活動を通じて、一人一人の子どもに、自分の良さや可能性の認識を高めます。また、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し認め合う人間関係を培いながら、よりよく生きるための道徳的価値の理解や自己の生き方について考えを深めることを通して、豊かな心を育みます。特に、有徳の人づくり推進事業として作成した道徳資料「富士山をこころに」を活用し、道徳教育の充実を図ります。

また、道徳教育推進にあたり、学校・家庭・地域との連携・協力と小・中学校の円滑な接続を図ります。

(5) 生徒指導の充実

それぞれの教育活動において機能している生徒指導を横断的なつながりで捉え、全教職員が共通理解の下で組織的に指導に当たり、子どもの自己指導能力を高めます。

そのために、日々の教育活動において、自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の場を設定し自己の可能性の開発を援助することに留意します。

また、一人一人を大切にしたい人間関係づくりを行うとともに、「富士宮市いじめ防止基本方針」や「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に取り組みます。

さらに、年々増加傾向にある不登校の問題については、各学校において作成した「不登校初期対応マニュアル」を活用し、組織的に対応するとともに、一人一人の子どもの困り感に合わせた支援を実施します。

(6) 体力の向上と食育の充実

体力の向上については、体育・保健体育の授業をはじめ、学校生活全体において意図的・計画的に体力づくりが行われるよう、体育活動の日常化を図ります。

また、子どもの運動経験が不足傾向にあることを受け、スポーツに親しむ意欲や態度を培うことにつながる日々の授業改善や、新体力テスト優秀校の表彰を実施するとともに、中学生の競技力の向上を目指し、地域の人材の活用を含め、運動部活動の充実に取り組みます。

食育の充実については、栄養教諭を積極的に活用し、給食の時間のほか、各教科、特別活動「富士山学習PART II」等における食に関する学習内容の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を実施します。

さらに、食育推進協議会を開催することで、栄養教諭と教職員、学校給食センター、家庭・地域が連携して適切な食育の指導の充実を図ります。

(7) 教職員の資質の向上

「富士宮市教職員研修計画」に基づく研修の充実、体系化等を図り、教職員の専門職としての資質・能力の向上を目指した富士宮ならではの研修を行い、子どもたち一人一人の豊かな学びを実現し、魅力ある学校づくりを支援します。

そのために、教職員の授業力、生徒指導力、業務遂行力、カリキュラム・マネジメント力等の向上を図る機会をライフステージに応じて設定し、教育の専門職としての自覚を持ち続けられるように、生涯にわたる研修システムの整備を図ります。

また、教職員がキャリアステージに応じて身に付けることが求められる資質・能力の指針である静岡県教育委員会策定の「教員育成指標」を踏まえながら、教職員人事評価制度、学校教育課による学校訪問等を通して、教職員の着実な資質・能力の向上に取り組みます。

(8) 特別支援教育の充実

一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善し、または克服するために、適切な教育を通じて必要な支援を実施します。

また、障がいの特性等に関する理解や個に応じた分かりやすい指導内容に関する教職員の専門性を高める研修を行い、その充実を図るとともに、支援員の適正な配置を推進します。

さらに、ユニバーサルデザインの考え方や障害者差別解消法を踏まえながら、関係機関との「縦の接続」と「横の連携」を密にして、つながる支援を推進します。

方針2 学校・家庭・地域の連携による地域教育の推進

学校・家庭・地域が子どもと向き合い、教育に関わることを通して、三者がそれぞれの立場から連携・協力した教育を推進します。また、青少年のための教育相談・指導体制の充実を図ります。

重点施策

(1) 「学校力育成会議提言アクションプラン」の推進

「富士宮の学校力育成会議」からの「学校力育成のための12の提言」の具現化に向けて、毎年度、「富士宮の学校力育成会議提言アクションプラン」を策定します。

教育委員会は、「魅力ある学校づくり推進事業」の充実を図るなど、このアクションプランの一つ一つの事業を通して、学校への支援や指導・助言を行うとともに、各学校が進めた取組や成果を市内の小・中学校に広めます。

また、家庭・地域に対しては、教育委員会各課が連携・協働して、広報・広聴に取り組むとともに、家庭・地域への提言を推進します。

(2) 「教育の日」の設定

「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」を育てるために、学校・家庭・地域及び教育委員会が互いに連携・協力し、広い視野から教育の現状を捉え、教育のあるべき姿を語るなどの活動を通じ、それぞれが自らの在り方を見つめることの大切さを改めて考える日として、「教育の日」を設定します。

学校では、「卒業生一日先生の日」などを実施し、実際に社会で活躍している卒業生や地域の方を招き、その生き方から学ぶことの意味を考え、前向きに取り組む子どもを育てます。

さらに、「参加型授業参観会」の実施により、保護者、祖父母、地域の人たちなどが子どもの学びに直接関わることで、教育におけるそれぞれの役割を考える機会とし、教育活動の一層の充実を図ります。

(3) 「地域とともにある学校」の推進

学校は地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える「地域とともにある学校」を目指し、地域学校協働本部事業を推進します。

また、家庭や地域とともに子どもの教育に対する課題や目標を共有し、学校運営の改善や子どもの健全育成に取り組む「コミュニティ・スクール」の導入を推進します。

(4) 非行防止指導の推進

青少年育成センターは地域の大人が積極的に青少年の健全育成を支援することを目的に、声掛け運動を展開するとともに、青少年指導員の研修の充実や巡回方法の工夫を図り、青少年の非行防止指導を推進します。

また、インターネットの普及や携帯電話・スマートフォン所持の低年齢化に関連したトラブルや犯罪から青少年を守り、良好な人間関係を育成するため、インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用や依存状況についての調査やSNSの適切な利用等に対する講座の実施等、家庭や児童・生徒への啓発活動を実施します。

さらに、万引きや非行の防止、児童・生徒の登下校時等の安全環境の整備を進め、警察、学校、地域等との情報のネットワーク化を更に推進します。

(5) 教育相談・指導の推進

青少年の社会的自立への支援に向けて、青少年問題に総合的・包括的に取り組むため、「青少年育成センター運営支援協議会」において、効果的かつ円滑な教育相談・指導を推進します。

また、青少年相談センターにおいて、電話やメール、面接相談、適応指導教室での支援を推進します。

さらに、青少年教育相談を充実させるため、青少年相談センターの夜間開設、職員による学校訪問の実施や家庭児童相談室等との密な連絡など、学校・家庭・地域及び関係機関との連携を進め、同センターの指導の充実を図ります。

方針3 生涯学習社会の基盤づくりの推進

誰もが生涯にわたって「よりよい自分づくり」に挑戦・実践するために、「いつでも、どこでも、だれでも」学問やスポーツ活動、文化活動等の学習の基盤づくりを推進します。

重点施策

(1) 学習活動の推進

「人生100年時代」に向けて、市民一人一人が、その生涯にわたり、学習できる機会、場所を提供し、誰一人取り残すことのない学習参加・意欲向上のための事業を、公民館、地域学習センターや交流センターを拠点に実施します。

「公民館まつり」では、学習成果の発表を介し、交流を深め、一層の学習の継続・意欲向上を図ります。
更に教養を高める学びの機会、地域の人材を活用した学校・社会教育融合事業など、全ての年齢層を対象とした学習活動を推進します。
また、活動の場となる公民館等の社会教育施設についてICT環境整備等を行い、それぞれの施設を有効に活用します。

(2) 子ども読書活動の推進

子どもにとって、本との出会いには感性や想像力を豊かにし、生きていく力を育む上でなくてはならないものです。

子どもと本を結び付けるために、読書ボランティア団体など関係機関と連携して、幼児期の子どもを持つ母親、幼稚園・保育園・認定こども園の教諭・保育士に子どもへの読み聞かせの大切さを伝えるなど子ども読書活動を推進します。

また、図書館と学校が連携して貸出しや調べ学習への協力などを積極的に行うとともに、より多くの読書に親しむ機会を提供します。

(3) 文化・芸術活動の推進

市民の文化・芸術活動に対する意識を醸成するため、文化・芸術の発表の場である市民文化祭、市民芸術祭等の芸術文化事業の充実を図ります。さらに、自己の人格を磨き、心豊かに生きるための方策として、「市民ひとり1芸」を推進します。これにより、文化・芸術の裾野を広げ、創造性に富んだ文化のまちづくりに貢献します。

また、市民文化会館については、市民の文化・芸術の鑑賞・発表などニーズにあった文化活動の場として、安全・安心でより一層利用しやすくするため、耐震補強と機能の維持・向上を図るリニューアル事業を推進します。

(4) 文化財の保護と活用の推進

新たな文化財の掘り起こしと既知の文化財についての調査を継続してその歴史的価値を明らかにし、保護と活用を推進します。

世界遺産「富士山」の構成資産と国指定史跡「大鹿窪遺跡」については、来訪者がその本質的価値の理解を深め、地域の魅力を高めるための整備を推進します。

また、これらの成果を活用し、郷土の生い立ちを楽しみながら学習できる場を提供するとともに、地域に根付いた歴史遺産を最大限に生かし、「歩く博物館」等の企画を実施して、文化財に触れる機会を充実させます。

さらに、市民の文化財への理解を通して郷土愛を醸成するとともに貴重な文化財を将来にわたって確実に継承していくため、文化財の調査・研究とその成果の発信及び、適切な保存・活用の拠点として博物館の整備を推進します。

(5) 「市民ひとり1スポーツ」の推進

市民の健康増進を図るため、「いつでも、どこでも、だれでも」気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の普及と、一人一人の体力、志向や好みに合わせて選択できる各種スポーツ教室やスポーツイベントを推進します。また、継続して実践できるスポーツ環境の拡充を図り、その振興に取り組みます。

(6) 国際大会等の誘致・開催の推進

市民にスポーツの楽しさを肌で感じてもらうとともに、スポーツに興味を持つ機会の充実や技術の向上を図るため、国際的又は全国的なスポーツ大会等の誘致・開催を推進します。

(7) 社会体育施設の整備・活用の推進

ストック適正化計画に基づき、社会体育施設の整備・修繕を行うことで、利用者の安全性・利便性を向上させるとともに、施設の充実を図ります。また、スポーツ合宿やスポーツイベントなどを受け入れ、施設の有効活用を推進します。

また、小・中学校の体育施設を開放することで、気軽にスポーツ・レクリエーション活動を楽しめる場を確保し、その活用を推進します。

(8) 図書館活動の推進

市民一人一人の主體的な学びの場である図書館として、資料・情報の収集・提供や各種事業を充実させるとともに、安全・安心で快適な利用環境の整備を推進します。

さらに、新しい時代に即した図書館を目指して、ICTの活用などデジタル化社会への対応や学校等との連携強化、子育て支援サービスの充実、図書館利用が困難な市民へのサービスの向上を推進します。

方針4 安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実

安全・安心な教育環境の整備と教育活動の充実を図ります。

重点施策

(1) 学校情報化の整備

GIGAスクール構想に基づき導入した1人1台端末やデジタル教科書等、ICT教育のための学校環境の整備を推進します。

また、校務を効率化し、子どもと向き合う時間を確保するため、校務支援システムを活用します。

あわせて、9年間を見通した体系的な情報教育を進め、子どもの情報活用能力を高めるとともに、情報モラル教育の充実を図ります。

(2) 安全教育の充実

先行き不透明で予測困難な時代を生き抜くため、自らの命は自らが守ることを基本とし、交通安全、地震・噴火、不審者への対応など、子ども一人一人の安全意識の向上を目指します。

学校は、年複数回実施する避難訓練や引き渡し訓練について、様々な時間帯やシチュエーションを想定するなど、その内容を工夫して実施するとともに、家庭・地域と連携・協力して、安全な環境づくりに取り組みます。

(3) 防災教育の充実

「危機対応マニュアル」を基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知することで、共通理解を図り、学校・保護者・地域が密着した実践活動の中で、安全・安心への意識を高めます。

(4) 学校図書館運営の充実

子どもの主体的、意欲的な学習活動や読書活動に資するため、学校図書館が計画的に利用されるよう取り組みます。

子どもにとって魅力的な本や学習に役立つ本の適切な蔵書数にするとともに、学習・情報センターとしての機能を高めるため、学校図書館の電算化を推進します。

また、司書教諭や学校司書、図書ボランティアとの連携を図り、質の高い読書活動を行うための環境づくりを進めるとともに、学校司書の適切な配置を実施します。

(5) 学校施設の計画的整備

安全で安心な教育環境の確保のため、校舎や屋内運動場の耐震補強事業を継続するとともに、施設・設備の改修や修繕、長寿命化に向けた取組を計画的に実施します。

(6) 学校給食の充実

衛生管理の徹底を図るとともに、学校給食に地場産品を積極的に活用し、献立の工夫と改善をすることで、栄養のバランスの取れた安全で安心なおいしい給食を提供します。

食物アレルギーを有する児童・生徒が、他の児童・生徒と同じように給食を楽しめるよう除去食を提供します。

また、食の拠点施設として、児童・生徒等が「食」の重要性や学校給食の大切さを理解し、郷土の食文化、食によるまちづくりの取組などを知る「学びの場」を創造します。

第5章 計画の進捗管理（点検及び評価）

本計画の重点施策を着実に推進するため、毎年、その進捗状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表します。

7 令和4年度 主要施策

◎ 教育総務課

第3次富士宮市教育振興基本計画（令和4年度～令和8年度）の重点施策を着実に推進するため、その進捗状況について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定による点検及び評価を行い、その結果を公表します。また、より一層民意を反映した教育行政の推進を図るため設置された総合教育会議等を通じ、市長と十分な意思疎通を行うとともに、引き続き、所管施設の訪問等の実施や教育委員の活動についての情報発信を行います。

学校施設の整備については、児童・生徒の安全・安心な教育環境の確保のため、引き続き、校舎等の耐震補強を実施します。

また、芝川中学校については、校舎改築に着手するとともに、東小学校管理教室棟等改築及び富士見小学校屋内運動場改築に向けた実施設計にも着手します。

さらに、学校施設の営繕事業として、良好な教育環境の確保のため、長寿命化工事や校舎及びトイレなどの営繕工事を計画的かつ効率的に実施するとともに、地域に開かれた学校及び生涯学習の場として、引き続き、学校施設の有効活用を積極的に図ります。

このような方針の下に、次の事業を実施します。

1 地震対策事業

富士宮第一中学校屋内運動場耐震補強実施設計業務

2 校舎等の施設整備

(1) 小学校

ア 小学校校舎等整備事業

(ア) 設計等委託料

- a 黒田小学校屋内運動場耐力度調査業務
- b 貴船小学校管理教室・教室棟（中・西）・
屋内運動場長寿命化工事実施設計業務

(イ) 小学校校舎等整備事業

- a 大富士小学校教室棟（南・南東）長寿命化工事
- b 富士根南小学校教室棟（東）長寿命化工事
- c 井之頭小学校教室棟長寿命化工事
- d 稲子小学校屋内運動場長寿命化工事
- e 芝富小学校トイレ改修工事
- f 井之頭小学校管理特別教室棟・教室棟水道管改修工事

イ 東小学校管理教室棟等改築事業

(ア) 設計等委託料

- a 地質調査業務
- b 現況測量業務
- c 基本設計及び実施設計業務【債務負担1年目】

ウ 富士見小学校屋内運動場改築事業

(ア) 設計等委託料

- a 地質調査業務
- b 基本設計及び実施設計業務

(2) 中学校

ア 中学校校舎等整備事業

(ア) 設計等委託料

大富士中学校管理特別教室棟・管理教室棟（渡廊下含む）
長寿命化工事実施設計業務

(イ) 中学校校舎等整備工事費

- a 富士宮第二中学校教室棟長寿命化工事
- b 西富士中学校教室棟・管理教室棟長寿命化工事
- c 柚野中学校特別教室多目的教室棟・普通教室棟長寿命化工事
- d 富士宮第一中学校トイレ改修工事
- e 富士宮第一中学校体育器具庫及び石灰庫改築工事
- f 富士宮第四中学校武道場解体工事
- g 井之頭中学校用務員住宅解体工事

イ 芝川中学校校舎改築事業

(ア) 電算機器設定委託料

電算機器設定業務

(イ) 移転物品等運搬委託料

旧校舎内備品等移転運搬業務

(ウ) 芝川中学校仮設校舎借上料

仮設校舎借上業務【債務負担1年目】

(エ) 芝川中学校校舎改築工事費

普通教室棟ほか解体工事【債務負担1年目】

(オ) 校用備品費

仮設校舎用備品購入費

3 その他の施設整備

施設・設備の維持補修等を進めるとともに、その他の小修繕についても、迅速な対応に努めます。

4 学校施設の有効活用

地域に開かれた学校づくりや生涯学習・地域づくりの推進、地域スポーツの振興のため、小中学校施設を開放します。

◎ 学校教育課

学校教育は、「一人一人の子どもは、かけがえのない存在である」という考えを根底に置いて取り組まなければなりません。本教育委員会の基本目標である「子どもの未来のための人づくり」に向けて信頼される教育に努め、学校教育の充実を図ります。

本年度も、「教育は子どもたちにとって明るい未来を実現するための営み」と捉え、「継承と発展」「縦の接続・横の連携」「環境素材の活用」をキーワードとして、「富士宮の学校力育成会議提言ステージⅢ令和4年度アクションプラン」に取り組み、富士宮ならではの「魅力ある学校づくり」を目指します。

重点目標と主な具体策

本市では、目指す子ども像を「富士山を心に、夢をもって生きる子ども」とし、確かな学力、徳のある人間性、たくましい体の調和の取れた子どもの育成を目指しています。そのために、次の5点を重点目標とします。

1 学校づくりへの支援

学校力を高め、子ども一人一人に生きる力が育つ魅力ある学校づくりへの支援を進めます。

- (1) 教職員の資質向上に向けての支援に努めます。
 - ア 「富士宮市教職員研修指針」等を活用し、研修の充実を図ります。
 - イ 教育委員会による市内小中学校への学校訪問を実施します。

また、授業マエストロ継承講座、10年未満教員の学校指導員要請訪問等の教職経験年数や職務に応じた各種研修会を実施します。
 - ウ 発達障がいなどへの理解と対応のため、研修の推進を図ります
- (2) 学校評価に共通の項目を定めて学校のよさや課題を把握し、P D C Aサイクルを通して学校運営の改善及び充実につなげます。
- (3) 特別支援学級や通級指導教室、通常学級において、特別支援教育コーディネーターと特別支援教育相談員、医療や他機関との連携を深め、一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実に努めます。
- (4) 「魅力ある学校づくり」委託事業を実施し、地域の人的・物的教育資源の活用、教育活動への参加・協力を積極的に進めるなど、連携・協働の具体的な在り方の研究を進めます。
- (5) 園・小・中学校の円滑な接続を図るため、連携・協力を一層進めます。
 - ア スタートカリキュラムの作成や相互交流、園・小・中連携による系統性や連続性に配慮した教育システムの研究を行います。
 - イ 「富士山学習P A R T II」において、「小中連携カリキュラムづくり」のための連携シートの作成及び検証を行います。
- (6) 学校運営の改善や働き方改革を進め、学校への支援を行うことで、教職員が子どもと向き合うための条件を整えます。
 - ア 長期休業中の学校閉庁日の設定や時間外勤務につながる業務の軽減を図り、教職員が意欲をもって教育活動に取り組むことのできる環境を整えます。
 - イ 校務支援システムをはじめとしたI C Tの導入・運用を図り、授業準備や成績処理等の負担軽減を図ります。
 - ウ 様々な特性のある子ども一人一人に丁寧な対応をするために、特別支援学級支援員や子ども支援員等の配置の充実を図ります。
 - エ 学校司書の積極的な活用により、子どもが読書に親しむ活動を一層推進するとともに、学校図書館の学習センターとしての機能の充実を図ります。
 - オ 外国人英語指導員（A L T）を全小中学校へ派遣し、実践的な英語による授業の充実を図ります。
 - カ 外国人児童生徒支援員を学校へ派遣し、日本語指導の充実を図ります。
 - キ 複式学級のある小規模校に複式学級支援員を配置することで、該当校における分掌の負担軽減を図ります。
 - ク 不登校の未然防止と早期対応を目指し、不登校対策支援員を巡回方式で学校へ派遣します。
 - ケ 「富士宮市教職員カウンセリング事業」「心の健康チェック事業」を実施します。
- (7) 学校・家庭・地域が子どもと向き合い、教育に関わることを通して、三者がそれぞれの立場から協働して子どもを育てることを目的とした「教育の日」の充実を図ります。

2 確かな学力が育つ授業の充実

「確かな学力が育つ授業」の充実により、生きて働く知識・技能の習得に努めます。また、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を養っていきます。さらに、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」を育みます。

- (1) 各教科等において育成する資質・能力を明確にするとともに、子どもの思考の流れを意識して単元を構想し、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善に努めます。
- (2) 単元や題材等、内容や時間のまとまりを見通しながら、評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上につながる学習評価を実施します。
- (3) 全国学力・学習状況調査の結果を分析・検証して成果と課題を明確にし、授業改善に努めます。
- (4) 1人1台端末の導入によって期待できる「個別最適な学び」と、これまで取り組んできた「協働的な学び」の一体的な充実を図ります。また、論理的思考力を身に付けるためのプログラミング教育を推進します。
- (5) 「富士山学習PARTⅡ」を通して、「世界遺産富士山のあるまち富士宮」への郷土愛や感動する心、誇り、自信等の涵養を図ります。また、学びの過程で育成する資質・能力を明確にし、探究的な学習を中心に取り組みます。その際、他教科で育成を目指す資質・能力との関連を重視するとともに、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントの充実を図ります。さらに、これまでも実践してきた持続可能な社会の担い手を育む教育（ESD）に、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れ、推進します。
- (6) 富士宮のよさを伝える外国語の会話表現をまとめた「外国語ハンドブック（改訂版）」を活用し、児童が場面に応じて、積極的に外国語を使って話そうとする意欲を高めます。
- (7) 読書習慣の定着は、学習の基盤となる言語能力や情報活用能力の育成に貢献するなど重要な役割をもつことを念頭におき、子どもの思考力、判断力、表現力等を育む視点から読書活動の見直しを図ります。

3 人間関係を築き、徳のある人間性とたくましい体を育てる環境づくり

授業や学校行事等の学校生活の全ての場において、一人一人の子どもを大切にしたい人間関係づくりに努めます。また、発達段階に応じた規範意識や自尊感情を高めるとともに、道徳的価値の自覚を深め、人との関わりや優れた芸術文化との出会いを図ることにより、徳のある人間性を育成します。あわせて、心身の健康やその保持増進を図るために、自己の心身の健康管理や体力の増進に意欲的・継続的に取り組む態度を高めるとともに、食生活への関心を深めます。

- (1) 学校の教育活動全体を通じて行われる道徳教育と、その要となる「特別の教科道徳」とがうまく機能するように、道徳教育の全体計画と年間指導計画に基づいた指導の一層の充実を図り、道徳的実践力の向上を図ります。
- (2) 有徳の人づくり推進事業として作成した富士宮市道徳資料「富士山をこころに」の活用を図ります。
- (3) いじめ、不登校の未然防止及び早期対応を図ります。
 - ア 富士宮市及び各学校で定めた「いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止に努めます。また、子どもたちの実態を共感的に理解することを根底に、不登校の未然防止と適切な支援に努めます。
 - イ 年々増加傾向にある不登校の問題について、各学校で作成した「不登校初期対応マニュアル」を活用し、SC、SSW、関係機関との連携を図りながら組織的に対応するとともに、一人一人の子どもの困り感に応じた支援をします。
 - ウ 家庭でも活用できる1人1台端末を活用し、災害や感染症の発生等による学校の臨時休業等の緊急時においても、子どもと心のつながりを保てる環境を整備します。

- エ 9年間を見通した体系的な情報教育を進め、子どもの情報活用能力を高めるとともに、情報モラル教育の充実を図ります。
- (4) 心を豊かにする優れた芸術文化との出会いを図ることや、希望や夢を育むキャリア教育の一層の推進を図ります。
- ア 芸術体験や本物の美術作品に触れる機会づくりに努めます。
- イ 子ども一人一人が、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりできるようにするため、キャリア・パスポートの活用を図ります。
- (5) 教育活動全体を通して子どもの体力の向上を図り、生涯にわたって楽しくスポーツに取り組む意識が育つ環境をつくります。
- ア 新体力テスト優秀校の表彰を実施し、学校生活における意図的・計画的な体力づくりが行われるように努めます。
- イ 子どもの発達段階に応じた生活習慣づくりや心と体の教育の推進を図ります。
- ウ 「富士宮市立中学校部活動ガイドライン」に則って適正な部活動を行い、生徒の心身の健やかな成長を目指します。
- (6) 食育を推進し、子どもの食の自立と健康を目指します。
- ア 各学校において、「食に関する指導の全体計画」に基づき、協働して継続的・体系的に食育を進めます。
- イ 栄養教諭を積極的に活用し、学校・家庭・地域の連携による組織的な取組に努めます。
- ウ お茶に親しむ機会や食育の機会を確保し、地域の食材に目を向けた学習の推進を図ります。

4 学校の安全・安心の一層の推進

子どもが、自他の生命尊重を基盤として、自分の命は自分で守ることができるよう自ら行動し、他者や社会の安全に貢献できる能力を育むために、発達段階に応じた危機管理対応能力の向上を図ります。

- (1) 各学校において、自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を予測して、安全に行動できる危機管理対応能力を培う活動を計画的に実施します。
- ア 学校安全計画に基づき、適切な安全点検を実施するとともに、「子ども安全の日」を契機として日常における危機意識を高め、子どもの行動に目を配ります。
- また、地域や学校の実態を考慮し、学校安全計画、学校保健計画、防災計画の見直しや改善を行います。
- イ 関係機関との通学路の合同点検、交通安全教室や交通安全リーダーと語る会の実施等、安全意識の高揚を図り、交通事故ゼロを目指します。
- (2) 子どもが「新しい生活様式」を意識し、自らの健康に関心をもって取り組む感染症予防教育を推進します。また、アレルギー疾患への対応を通して、子どもの健康の保持増進に努めます。

5 学校・家庭・地域の連携と協力

- (1) 学校・家庭・地域の連携と協力
- ア 地域に開かれた教育課程の実現を目指し、地域人材の活用、教育活動への参加・協力等、学校・家庭・地域の連携・協力を推進します。
- イ 学校と地域住民が力を合わせる「地域とともにある学校」を目指し、地域学校協働本部事業を推進します。また、家庭や地域とともに子どもの教育に対する課題や目標を共有し、学校運営の改善や子どもの健全育成に取り組む「コミュニティ・スクール」導入のための研究を進めます。
- ウ 学校・家庭・地域と連携・協力し、情報モラルを含む基本的な生活習慣の定着を図ります。

(2) 防災・防犯体制の充実

- ア 「登下校防犯プラン」に基づき、学校・家庭・地域・警察等の関係機関と連携し、学校や地域の実情に応じた登下校時の安全確保対策に努めます。
- イ 地域防災訓練への積極的な参加、地域消防団と連携した危機管理教育の実施等を通して、地域と密着した実践活動を推進します。
- ウ 危機対応マニュアルを基に、緊急時の学校の役割と対応を保護者や地域に周知し、共通理解を図ります。

◎ 社会教育課

「人生100年時代」に向けて、市民一人一人が、その生涯にわたり学習できるように学習環境を整備するとともに、学習の成果を生かしたまちづくりを推進します。また、誰一人取り残すことがないように市民の学習ニーズに対応する学習機会を充実させ、成果を発表する場を提供するとともに、地域や関係団体と連携して社会教育活動を促進します。

青少年健全育成については、家庭教育への支援、社会性を育む青少年の体験学習の推進、地域学校協働本部事業、富士宮市子ども・若者支援協議会の運営等により、子どもの成長と安全・安心を地域で見守るような良好な社会環境の整備に努めるとともに、市や地域が実施する事業への青少年の積極的な参加や異世代間の交流を図り、「次代を担う心豊かなたくましい青少年の育成」を目指します。また、インターネットや携帯電話・スマートフォンの利用や依存状況についての調査や SNS やゲームの適切な利用等に対する講座の実施等、家庭や児童・生徒への啓発活動を行うとともに、声掛け運動の推進などにより、万引きや非行の防止、児童・生徒の登下校時等の安全環境の整備を進め、庁内関係各課、警察、学校、地域等の情報のネットワーク化を更に促進します。

また、感染症等への対策を行い、安全・安心な事業実施及び施設の利用環境整備に努めます。

1 生涯学習の推進

- (1) 多様な情報発信手段により、世代に応じた学習情報を提供します。
- (2) 生涯学習ガイドブックを発行する等により、生涯学習活動を啓発します。
- (3) 市民読書サポーターと協働して、読書と読み聞かせ推進事業を実施します。
- (4) 地域の人材を活用して、学校・社会教育融合事業を実施します。

2 社会教育の充実

- (1) 社会教育活動の拠点として、公民館等の社会教育施設のほか、地域コミュニティ施設である交流センターとともに、学習機会の充実を図ります。
- (2) 富士宮市個別施設計画に基づき、老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、市民が安心・安全に利用できるよう維持管理に努め、施設を有効に活用します。
- (3) 富士山まちづくり出前講座や富士宮市民カレッジを開講し、地域・学校・関係団体と連携した学習活動を行います。

3 青少年活動の充実

- (1) 学習・交流機会の充実
 - ア サイエンスワールド、小学生ボランティア講座、中学生ボランティア等の健全育成事業を企画し、心豊かなたくましい青少年の育成を図ります。
 - イ 「宮あつとホーム（童謡と昔話の集い）」により異年齢との交流の機会を設けます。
 - ウ 富士登山を経験することを通して、親子の絆を深め、たくましい体力と精神力を育てる

ことを目的に、親子を対象とした富士登山に関する講習会を開催し、安全・安心な富士登山の推進を図ります。

エ 親子レクリエーション講座を企画し、親子の絆を深め、参加者同士の交流を図ります。

(2) 指導者・育成団体等の充実

ア 青少年指導者団体の指導者を対象とした講演会を企画します。

イ 青少年指導員協議会の活動を支援します。

ウ カウンセリング講座を実施します。

4 育成環境の充実

(1) 家庭や地域の教育力の向上

ア 各中学校区等の特徴を生かした二十歳を祝う集い（成人式）を開催します。

イ PTA活動を支援します。

ウ 地域学校協働本部事業の推進を図ります。

エ 富士宮市青少年育成連絡協議会を支援します。

(2) 教育相談・指導体制の充実

ア 近年増加傾向にある不登校やひきこもり、ニート等の相談に応じるため、青少年相談センターの相談活動を充実します。

また、電話やメール、面接での相談や適応指導教室に加え、夜間開設、ICT環境の整備により、個に寄り添った伴走型支援による指導体制を目指します。

イ 青少年の支援機関と連絡連携を取り、子どもや若者への支援を充実します。

(3) 非行防止指導の強化

ア 青少年指導員による見守り活動を実施します。

イ 地域の青少年声掛け運動の一層の推進を図ります。

ウ 万引き非行防止連絡会を開催し、万引き防止対策を推進します。

エ 市内の不審者情報を迅速に各学校へ配信します。

(4) ネットトラブルの防止

ア インターネットや通信機器に関連した犯罪から青少年を守るための啓発活動を推進します。

イ 市内小中学校に関わる有害サイト等検索業務を依頼し、ネットトラブルを未然に防ぎます。

5 子育て支援の推進

(1) 家庭教育学級の充実

ア 家庭教育学級リーダー講座の推進を図ります。

イ 家庭教育学級の充実を図ります。

(2) 子育て支援の充実

ア 子育て情報「子育て応援メールマガジン」を毎月配信します。

イ 子育て学習講座を実施します。

○ 公民館・地域学習センター

多様な学習ニーズに対応した講座等を開催するとともに、各施設の特徴や地域性を活かしながら地域住民や関連団体等と連携して事業を実施するよう努めます。また、交流・発表の場として公民館まつりを開催します。

◎ 文化課

富士山に育まれた歴史と文化を享受する市民の生活に、潤いと喜びをもたらす香り高い文化芸術活動の振興を積極的に図り、質の向上を目指します。

また、自己の人格を磨き、心豊かな生活を送るための方策として、「市民ひとり1芸」の推進を図ることにより、文化芸術の裾野を広げ、創造性に富んだ文化のまちづくりに努めます。

さらに、市民共有の貴重な伝統ある文化財の保存と活用を図るとともに、富士山にまつわる歴史や文化などに対する理解を深め、郷土意識の高揚を図るため、次の諸施策を推進します。

1 文化芸術の振興

- (1) 市民文化祭を開催し、文化団体の自主的活動を支援するとともに、文化団体の育成に努めます。
- (2) 市民による日頃の芸術活動の発表の場として市民芸術祭を開催し、文化意識の高揚を図るとともに、文化芸術の普及に努めます。
- (3) 文化講演会を開催し、著名な文化人の経験豊富で多彩な講演を聴くことにより、市民の文化意識の高揚と教養向上に努めます。
- (4) 富士地区のジュニア世代を中心に組織する富士山ユースオーケストラの活動を支援し、青少年の健全な育成と音楽芸術の普及・振興に努めます。
- (5) インターネットを活用して、市民芸術祭の入賞・委嘱作品、市の所蔵や市内に点在する芸術作品等を紹介する「インターネット美術館」事業を実施し、文化芸術関係情報等の公開に努めます。
- (6) 市内に点在するギャラリー等の企画展示をインターネット上で支援するため、「ふじのみやアートスケジュール」を開設し、より充実した内容の情報発信に努めます。
- (7) 音楽活動を通して豊かな心と人格の形成を図るため、誰でも気軽に参加できる富士山ピアノリレーコンサートを開催し、音楽芸術の振興に取り組みます。
- (8) 富士山をテーマにした俳句を全国から募集し、入賞・入選作品集を発行するとともに、富士山ゆかりの文学作品の掛け物等をまちなかアートギャラリー等に展示する「富士山を詠む」文学館事業を実施し、本市の文化の向上に努めます。
- (9) 富士山への思いを寄せた手紙や絵を全国から募集する「富士山への手紙・絵コンクール」事業を実施し、豊かな情操の育成に努めます。
- (10) 地域が実施する文化祭を奨励し、地域文化の裾野の拡大を図ります。

2 文化財の保護・活用

- (1) 市内の指定文化財88件（国21件、県24件、市43件）と登録有形文化財（国1件）の保存・活用に努めます。
- (2) 未指定を含む文化財の調査研究を進め、地域の文化財の掘り起こしと活用に努め、文化財愛護思想の啓発を図ります。
- (3) 地域に残されている伝統行事や祭り等を守るための活動を支援するとともに、記録の保存に努め、それらを生かした地域文化の振興を図ります。
- (4) 埋蔵文化財の周知を図り、土地開発に係る発掘調査等においては、適切な指導・調整を行います。
- (5) 特別天然記念物「狩宿の下馬ザクラ」等の指定天然記念物に指定されている樹木の樹勢を維持し、その保護に努めます。
- (6) 歩く博物館探索会を実施します。また、既設の歩く博物館説明板等の更新を行います。
- (7) 「史跡富士山」の各指定文化財や「史跡大鹿窪遺跡」の環境整備を進め、史跡の適切な保存・活用に努めます。
- (8) 「名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」」の環境整備を進め、適切な保存・活用に努めます。

3 市史編さん

市史編さん事業を進め、第1巻となる自然環境編を刊行します。

編さんに当たっては、市史編さん委員を中心に分野別の資料調査の実施、執筆に努めます。

4 (仮称) 郷土史博物館の検討

富士宮市民の歴史、民俗等を次世代に継承し、市民の教養の向上に寄与するため、資料の収集・保管・保全及び展示、収集した資料の調査研究を行うとともに、市民等の来館者の学習・調査研究等に資する活動を行う拠点となる(仮称)郷土史博物館の設立に向け、策定した基本構想の議会・市民への説明に努めます。

○ 埋蔵文化財センター

埋蔵文化財の発掘調査や整理事業を円滑に進めるとともに、出土品の保存・展示を行い、市の歴史を紹介します。

○ 郷土資料館

郷土資料の収集を進めるとともに、これを後世に伝えるため、適切な保存・管理に努めます。また、古文書の解読や民俗調査等を行い、郷土の歴史や民俗に関する展示会を開催し、市の歴史や文化が広く市民に理解されるよう努めます。

○ 市民文化会館

本市における文化芸術の拠点施設として、文化芸術活動の普及・振興を図るため、市民のニーズに合った自主事業や講座を開催するなど、市民の文化芸術の鑑賞及び発表の場として、より一層利用しやすい市民文化会館となるよう努めます。

また、耐震補強工事、長寿命化工事とともに、設備等の更新及び機能向上を目的とした環境改善工事を合わせて行うリニューアル事業として、耐震補強計画及びリニューアル工事実施設計を行います。

◎ スポーツ振興課

子どもから高齢者まで広く市民の健康増進を図るため、「市民ひとり1スポーツ」を推進し、気軽に参加できるスポーツ教室の充実をはじめ、スポーツ・レクリエーションの場と機会を提供するとともに、各種スポーツの普及・推進のため指導者・団体の育成に努めます。また、市民が安全・安心に利用できる施設の整備を進めるとともに、スポーツ合宿や国際大会等の誘致等により、スポーツの振興と人々の交流の機会を創出します。

1 健康づくり、市民ひとり1スポーツ活動の推進

市民一人一人が日常生活の中で健康づくり、仲間づくりができるスポーツ活動の環境を整え、人材や施設・用具の活用により市民スポーツの輪を広げ、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツの充実に努めます。

(1) スポーツ教室等の充実

社会教育指導員、各競技指導者等による、高齢者・親子向けの体操教室を含む各種スポーツ教室の実施や、市リーダーバンクによる健康教室を支援するとともに、市民のニーズに沿った教室となるよう見直し等を行い、その充実に取り組みます。

また、市内各地域・団体等の要請に基づく指導者派遣事業についても、積極的な対応を図ります。

(2) レクリエーションスポーツ、パラスポーツの推進

多種目にわたる軽スポーツ用具の貸出しや実技指導を推進するとともに、レクリエーションスポーツ祭、健康づくり運動地区推進事業等を実施し、子どもから高齢者まで、誰でも気軽に楽しめるレクリエーションスポーツを更に推進します。

また、障がい者を含めての「市民ひとり1スポーツ」を目指し、パラスポーツの普及に努めます。

(3) 指導者と組織の充実・強化

各種スポーツにおける指導者の役割は、今後ますます重要になることが予想されるため、引き続き、各種スポーツ団体への指導・助言を積極的に行います。

また、地域におけるスポーツ活動の推進を図るためのスポーツリーダー研修講座を充実させるとともに、地域体育部等連絡協議会の活動の支援に努めます。

(4) 国際大会等の誘致

各種スポーツの国際大会や国内リーグの公式戦等の誘致を行い、国内外の人々との交流を深め、スポーツへ興味を持つ機会の充実を図ります。

2 スポーツ交流事業の推進

スポーツ合宿や国内外のトップアスリートによるスポーツ教室や交流を通じて、スポーツの素晴らしさ、楽しさを知ってもらい、スポーツ活動への参加を促します。

(1) 大学、実業団等のスポーツ合宿を幅広く受け入れるにあたり、必要な調査や誘致活動を行い、市民と選手の交流機会の創出に努めます。

(2) トップアスリートを講師に招き、スポーツ教室を開催することで、競技のPRと市民の競技力向上を図ります。

3 体育施設の管理・運営

市民体育館をはじめとする社会体育施設については、利用者の安全性・利便性の向上のため老朽化した施設の長寿命化を図るとともに、将来に向けた持続的かつ効率的な管理・運営を行います。

(1) 社会体育施設の管理・運営

社会体育施設の効率的な管理・運営を図るため、民間の指定管理者にこれを委託し、経費の節減と柔軟な施設の運営に努めます。

今後も、市民が安全・安心に利用できる施設を目指すとともに、更なるサービスを向上させ、親しまれる施設となるよう努めます。

(2) 体育施設等の整備

山宮ふじざくら球技場については、利用者の利便性向上を図ることや砂ぼこり防止のため、人工芝グラウンドに向けて整備します。

外神スポーツ広場については、市の屋外スポーツの拠点として、さらなるスポーツ振興を推進するため、夜間照明設置に向けた設計に着手します。

(3) 学校施設開放事業

小・中学校の体育施設を地域スポーツの振興のために開放し、活用を図ります。

4 各種大会の支援

富士山女子駅伝（全日本大学女子選抜駅伝競走）は本市を全国に発信できる大会であり、市民スポーツへの関心を高めるためにも、その継続開催に努めます。

また、稲山カップ中学校女子バレーボール大会や富士山カップ少年少女サッカー大会などの大会の成功に向けた支援を行います。

◎ 学校給食センター

成長期にある児童生徒の健康の保持増進を図り、栄養バランスの取れた安全・安心でおいしい給食を市内小学校22校、中学校13校に提供します。衛生管理の徹底と地場産品の積極的な活用に努めるとともに、学校で行う食育の指導との連携を図ります。

1 安全で安心な学校給食の提供

学校給食衛生管理基準に適合し、HACCP（食品の製造・加工工程での製造の安全を確保する衛生管理の手法）の概念を遵守した高い衛生管理の下、安全で安心な学校給食を安定して児童・生徒・教職員等に提供します。

2 食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを有する児童生徒が一人でも多く、他の児童生徒と同じように楽しい学校給食の時間を過ごすことができるよう、食物アレルギー除去食を提供します。

3 食育に関する教育施設としての活用

学校給食センター2階の食育を推進する施設機能（展示・映像・展示路（食育のみち）等）を活用し、「食」の重要性や学校給食の大切さを理解し、郷土の食文化、食によるまちづくりの取組などを知る『学びの場』を創造します。

4 民間事業者への業務委託

調理及び配送業務を民間事業者に委託しています。これにより、民間事業者の持つ専門知識、経営能力、技術力を活用することで、業務の効率的な運用を図り、より充実した学校給食の提供を目指します。

なお、献立の作成、食材の選定、購入や検収の確認等の業務は、市が直接行います。

5 食育の推進

- (1) 学校給食に地場産品を積極的に活用し、地産地消の推進を図るとともに、地域の郷土食や年間を通しての行事食の提供により、食文化に対する理解と関心を深めます。
- (2) 栄養教諭が学校で行う食育の指導と連携を取った学校給食の献立作りや給食だよりの発行などを行います。

6 給食内容の充実

学校給食センターと学校との連絡ノート等により、児童生徒のし好の変化を把握し、献立の改善に努めます。

◎ 市立図書館（中央図書館・西富士図書館・芝川図書館）

幅広い年代の市民が利用する図書館は、市民の生涯学習の拠点、地域の情報拠点です。市民一人一人の学びを支え、地域文化の発展に寄与するための学習環境整備に向け、図書館サービスの充実、図書館サービス提供拠点（サービスポイント）の拡充、利用環境の充実と整備の三つを基本に、図書館活動を推進します。

1 図書館サービスの充実

(1) 資料の充実

ア 市民の幅広いニーズ、社会情勢、地域の課題や話題等に対応した蔵書構築に努めます。

イ 児童書については、良質で魅力のある文学・絵本や子どもの生活・学習に役立つ図書を整備します。

ウ 富士山・富士宮市に関する地域資料・情報を積極的に収集するとともに、地域新聞のデータベース化を進めます。

(2) サービス活動の充実

ア 「第3次富士宮市子ども読書活動推進計画Ⅱ」に基づき、子どもの読書活動を推進します。ブックスタートを通じて、乳幼児期から親子等で本に親しむことの重要性を周知します。

イ 参考図書、データベース、インターネット情報等のレファレンス情報資源を有効に活用し、市民や地域の課題を解決できるよう、的確なレファレンスサービスに努めます。

ウ 自動車図書館（ひばり号）の巡回、団体貸出しなどを通じ、地域、小中学校、幼稚園、保育園、各施設の利用増加に努めます。

エ 施設見学、職場体験、図書館ボランティアの受入れ、各種講座等の実施により、図書館のPRと利用促進に努めます。

2 図書館サービス提供拠点(サービスポイント)の拡充

図書館3館及び自動車図書館を中心に、図書館サービス提供拠点である各交流センター及び公民館の各図書室の運営支援を行い、広い市域に対応した図書館サービス網の整備充実に努めます。

3 利用環境の充実と整備

(1) 施設・設備の計画的な改修、整備に努めます。長寿命化対象施設の保全計画に基づき、中央図書館施設、設備を改修します。また、中央図書館のトイレ、床の改修工事も併せて実施します。

(2) 図書館情報提供システムを更新します。マイナンバーカードを活用した資料の貸出しや図書館ホームページ内への地域新聞記事見出し検索機能を新たに搭載し、利便性向上を図ります。

(3) 感染症等への対策を行い、安全・安心な利用環境整備に努めます。

(4) 学生や社会人などの図書館ボランティアへの積極的な参加による市民との協働や各機関等との連携により、開かれた図書館運営に努めます。